

施設等利用給付認定の申請について

【1】施設等利用給付認定とは

幼児教育・保育の無償化が始まることにより、幼稚園や認定こども園の預かり保育（保育を必要とする場合に該当）や認可外保育施設等を利用する場合は無償化の対象となるため、施設等利用給付認定を受けることが必要です。

認定には、1号認定から3号認定まで3つの区分があります。認定期間は、教育・保育を必要とする事由により異なります。

施設等利用給付に係る認定	認定区分	対象となる子ども		利用施設（事業）
	1号認定	満3歳以上	教育のみを必要とする場合	・従来型の幼稚園(未移行幼稚園)等
	2号認定	「年齢」(※1)が3歳から5歳の子ども	教育・保育給付認定1号認定の方 (※2)で 保育を必要とする場合 (※3)(預かり保育事業等を利用している)	・認定こども園、新制度移行幼稚園で実施する預かり事業 ・従来型の幼稚園(未移行幼稚園) ・認可外保育施設 ・一時預かり事業
3号認定	「年齢」(※1)が0歳から2歳の子ども ※ただし、保護者及び同一世帯に属する全員が市町村民税非課税者である場合のみが対象			

(※1)「年齢」とは、対象年度における4月1日時点での年齢を指します。

(※2)「教育・保育給付認定」とは、認可保育園、認定こども園、新制度移行幼稚園等を利用する際に受ける認定です。

(※3)保育を必要とする内容については、裏面に記載しております。

【2】施設等利用給付認定の対象者

次に当てはまる方は、施設等利用給付認定の対象となるため、認定の申請が必要です。

- (1) 従来型の幼稚園（未移行幼稚園）を利用する方
- (2) 認定こども園、新制度移行幼稚園を「教育・保育給付認定の1号認定」で通園し、かつ、「保育を必要とする事由」に該当し、預かり保育事業を利用する方
- (3) 認可外保育施設等を利用する方は、「保育を必要とする事由」が必要です。

※3号認定は、**市町村民税非課税世帯のみ**が対象となります。

※以下の方については、対象となりません。(申請不要)

- (1) 町外の認可保育所に在園の方
- (2) 新制度移行幼稚園、認定こども園の教育部分のみを利用する（「保育を必要とする事由」に該当しない・預かり保育事業等を利用しない）方
- (3) 認定こども園を「教育・保育給付認定の2号（3号）認定」で利用する方
- (4) 企業主導型保育施設を利用する方
- (5) 子どもの「年齢」が0歳から2歳で、市町村民税が課税されている方

※(5)について、施設等利用給付の対象施設（認可外保育施設など）を利用している場合であっても、市町村民税が非課税でない場合は、施設等利用給付認定の対象となりません。

【3】 保育を必要とする場合の事由、認定有効期間と必要書類

施設等利用給付の2号（3号）で認定を受けるには、「保育の必要性がある」と認定される必要があります。「保育の必要性」は次の「保育を必要とする事由」に応じて提出された書類に基づき、審査します。また、保育を必要とする事由ごとに、認定有効期間が定められています。

保育を必要とする事由	認定有効期間	認定時に必要な書類
就労されている方(予定を含む)		就労(内定) 証明書
自営・内職の場合	就労している期間	就労(内定) 証明書(地区民生・児童委員の確認の証明)
出産前後の方	妊娠中及び出産日から8週間を経過する日の翌日の属する月の末日までの期間	母子健康手帳の写し(氏名と出産予定日が記載されているページ)
保護者が病気の方		病気・看護等証明書、診断書若しくは身体障害者手帳等
保護者が介護・看護している方	事由が生じている期間	病気・看護等証明書(地区民生・児童委員の確認の証明)、診断書若しくは身体障害者手帳等
保護者が求職中の方	認定開始月から3か月間	就労予定申立書、ハローワークカード又は不採用通知書等の写し
保護者が学校に在学中の方	就学している期間	在学証明書(入学予定の場合は合格通知等)
保護者が育児休業の方	休業している期間	就労(内定) 証明書(育児休業期間等の証明)

【4】 認定変更申請について

申請後、「保育を必要とする事由」に変更が生じた場合は、認定の変更を希望する月の前月末日までに「施設等利用給付認定変更申請書」と変更後の「保育を必要とする事由」を証明する書類（「就労（内定）証明書」等）を提出し、認定の変更申請の手続きを行う必要があります。

【5】 提出先

提出先：入園されている認定こども園及び保健福祉課子育て支援班

【6】 問合せ先

上富良野町大町2丁目8番4号 保健福祉総合センター（かみん）

保健福祉課子育て支援班

電話 45-6987 FAX45-5788